

「法顯伝」などインド旅行記に見られる部派と戒律

森 章司

はじめに

先に筆者は『律蔵』のなかの異部派比丘なる論文（『大倉山論集』第四〇輯 平成八年二月）において次のようなことを指摘した。すなわち、

- (1) 「律蔵」には異なる部派に所属する、異なる律蔵を保持したと考えられる比丘たちに関する記述は全く存在しないということ、
- (2) それは異なる部派に所属する比丘たちが何等かの理由によって共住し、あるいは異部派の僧院に長期的に滞在することが自由になされていたという可能性と、あるいは反対にそのような可能性は全くなかったので記述される必要性もなかったという、全く相い反する二つの推測を許すということ、
- (3) この二つのケースのどちらが真実であったのかを検証するためには、中国僧の「インド旅行記」から、おそらくその保持する律蔵を異にした中国僧たちが、布薩や自恣などの僧伽行事をどのように過ごしたかを調査することが有効であろうということ、

であった。本稿は前稿からのこうした課題に答えようとするものであるが、紙幅の関係でその結論は別稿に譲り、ここでは「法顕伝」などのインド旅行記がこのような作業に耐え得るほどの信頼度を有するものか、あるいはこれらの旅行記が信頼できるとしても、当時のインドの仏教僧たちがはたして「律蔵」に基づいて教団を運営し、生活をしてきたかが問題となるので、これを検証するという、いわば準備作業に止めたい。

さてここでは中国僧のインド旅行記として、左記の資料を用いる。

東晋法顕記『高僧法顕伝』一巻 大正五一。以下『法顕伝』と略称する。(なおこれは「仏国記」とも呼ばれる。)
元魏楊衒之撰『洛陽伽藍記卷五』大正五一。以下『宋雲行記』と略称する。

唐玄奘訳・辯機撰『大唐西域記』一二巻、大正五一。以下『西域記』と略称する。

唐慧立本・彦惊箋『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』一〇巻、大正五〇。以下『慈恩伝』と略称する。

唐義浄撰『南海寄帰内法伝』四巻、大正五四。以下『寄帰伝』と略称する。

唐義浄撰『大唐西域求法高僧伝』二巻、大正五一。以下『西域高僧伝』と略称する。

一、旅行記に見られるインド・南海諸洲の戒律事情

さて、上記の旅行記の著者ないし主人公たちは下記のような期間インドに滞在した。

法顕 隆安二(三九九)年三月頃長安出發 義熙八(四二二)年七月青州長広郡帰着

宋雲 神龜元(五一八)年一月出發 正光二(五二二)年二月帰着¹⁾

玄奘 貞觀三(六二九)年八月長安出發 同一九(六四五)年正月帰着

義淨 咸亨二（六七二）年一月廣州発 永昌元（六八九）年冬帰着

また義淨の書いた『大唐西域求法高僧伝』は義淨がインドや南海諸洲で見聞した人々のことを記述したものであるから、もとより義淨と同時代、ないしはそれよりも少し前の人たちということができる。

したがってこれらはほぼ五世紀の初めから七世紀の終わりまでの、ほぼ三〇〇年間のインドの事情を知らしめるものであり、前稿已来検討している諸部派の僧院や比丘たちとの間の関係がどうであったかを「律蔵」に探るといふ作業からしてみると、時代的にかなり下っているということを認めなければならない。現存の律蔵は例えば『パーリ』律などは紀元前一世紀ころには成立していたはずであり、他の漢訳律も根本説一切有部律を除いては五世紀の初めに翻訳されており、成立はそれをかなりさかのぼるはずであるからである。

したがって上記のようなインド旅行記を使って、上述のような問題を検討するためには、彼等がインド各地を旅行したとき、それよりもかなり前に成立していたはずの「律蔵」がそのまま保持されており、これをもとに僧伽が運営され、比丘たちが生活していたということが証明されなければ意味がないことになる。

しかし残念ながら、上記のインド旅行記に直接それを証明するような記述はない。したがって間接的な状況的証拠を積み重ねるしか方法はないが、そのためにはまず、彼等自身の律蔵に対する知識と姿勢を確認しておく必要があるであろう。もし彼等が律蔵に対してよい加減な知識しか持っていなかったとすれば、彼等の旅行記にはそれほど正確な戒律の状況が記されていないという危険性もあるからである。

しかしながらこれらの人々は律蔵に一方ならぬ関心を持っていたことが知られ、その点では信頼をしてもよいであろう。例えば以下のような記述がこれを明確に物語る。上記旅行記の主人公やこれらに登場する人物を中心にこうした記述をピックアップしてみよう。まず法頭は、

「法頭普在長安慨律藏殘欠、於是遂以弘始二年歲在己亥、与慧景道整慧心慧鬼等、同契至天竺尋求戒律」⁽²⁾

「法頭本求戒律、而北天竺諸国皆師師口伝無本可写。是以遠涉乃至中天竺、於此摩訶衍僧伽藍得一部律。是摩訶僧祇衆律。仏在世時最初大衆所行也。於祇桓精舍伝其本。自余十八部各有師資、太婦不異、然小小不同、或用開塞但此最。是広説備悉者。復得一部抄律、可七千偈、是薩婆多衆律、即此秦地衆僧所行者也。亦皆師師口相伝授不書之於文字」⁽³⁾

「法頭本心欲令戒律流通漢地。於是独還(そして翻訳した)⁽⁴⁾

とされるように、法頭は律藏を求めてインドに入つたのであり、また帰国してから『摩訶僧祇律』を自ら翻訳したのである。したがって法頭は当代随一の戒律学者であつたといふことができる。

また義浄もインド渡航の目的が律藏にあつたことは、その著書『南海寄帰内法伝』を見れば明らかであり、それが『根本説一切有部律』の翻訳に結び付いたわけである。

また『大唐西域求法高僧伝』も義浄が書いたものであるからそれなりに信頼されるべきであるが、ここに紹介される求法僧たちの話の真偽は、求法僧たちの戒律に関する態度にも求められなければならないであろう。しかし例えば、以下に紹介する僧たちは戒律に対して頗る厳格な態度を持っていた。

道希 中途危厄恐戒檢難護遂便暫捨、行至西方更復重受。⁽⁵⁾

住輪婆伴娜(割注、在涅槃処寺名也)專功律藏。⁽⁶⁾

道淋 定門鮮入律典頗虧、遂欲尋流討源遠遊西国。⁽⁷⁾

到東印度耽摩立底国、住經三年学梵語。於是捨戒重受、學習一切有部律。⁽⁸⁾

また『法頭伝』に紹介されている道整も次のように記されている。

道整 道整既到中国、見沙門法則衆僧威儀・触事可觀、乃追歎秦王辺地衆僧戒律殘欠、誓言自今已去至得仏願不生
辺地、故遂停不帰。⁽⁹⁾

また次の僧たちは律蔵を求めてインドに入ったことが知られる。

智弘 到大覺寺住經二載、——字律儀習対法。⁽¹⁰⁾

於那爛陀寺——復就名徳重洗律儀——習徳光律師所製律經。⁽¹¹⁾

玄照 沈情俱舍既解対法、清想律儀兩教斯明。⁽¹²⁾

阿難耶跋摩 住那爛陀寺多閑律論抄写衆經。⁽¹³⁾

無行 後向那爛陀——探求律典。⁽¹⁴⁾

貞固 貞固遂於三蔵道場敷揚律教、未終三載染患身亡。⁽¹⁵⁾

道宏 既至仏逝敦心律蔵、隨識隨写伝燈是望、重瑩戒珠極所欽尚。⁽¹⁶⁾

彼等に反して、インドへの旅の直接の動機が必ずしも律にはなかった玄奘も、

「法師年滿二十、即以武徳五年於成都受具。坐夏学律、五篇七聚之宗一遍斯得」⁽¹⁷⁾

とされているし、玄奘が将来したとされる文献を『西域記』や『慈恩伝』は、「律」を含めた上座部・大衆部・三弥底部・弥沙塞部・迦葉臂耶部・法密部・説一切有部の「経律論」とするから、律の文献が含まれていなかったとはいえない。ただここに用いられている「経律論」という用語は、形式的に「仏典」を意味するものである可能性があり、また翻訳したもののなかには律文献は含まれていない。したがって玄奘は比較的戒律に関する関心は薄かったと想像されるが、律に関する熱意や知識がなかったとすることはできないであろう。

以上のように、上記のインド旅行記を著し、またここに紹介される中国僧たちは概して律蔵に関する大いなる関心

と厳格な態度を保持していた。しかも律蔵は『十誦律』を始めとして、『四分律』・『摩訶僧祇律』・『五分律』などはずでに五世紀の初め(四〇六、四二四)には翻訳されていた。したがって『摩訶僧祇律』の翻訳に従事した法顕はもちろん、その他の人びともこれらの全てを読んでいたかどうかは兎も角として、その戒律に対する関心と意欲から考えれば、律蔵に関する十分な知識を持ち得る状況にあったと考えることは決して的外れではないであろう。彼等はそれでもなお、現地において戒律の実験を体験してみたいという意欲にあふれていたのである。したがって彼等のインドにおける律に関する情報は充分以上に信頼してよいと考えられる。

それでは律蔵に関する豊富な知識と、並々ならぬ熱意を持っていたその彼等が見たインドにおける戒律の状況はどのようなものであったのであろうか。彼等が記すインドにおける戒律の状況から、先に述べた問題を探求することが許されるのであろうか。要するに彼等がインドを旅行したとき、インドの僧たちは厳密に律蔵にしたがって僧伽を運営しており、律蔵にしたがった生活をしていたかということである。

これに関しては彼等は以下のように記録している。結論を先取りして言えば、当時のインドにおいては戒律が充分に保存され、実行されていて、筆者の方法論が充分蓋然性のあることを証明してくれるといつてよいであろう。

それぞれの旅行記には、印度や西域各地の戒律の状況が記録されているので、国・都市・寺院を単位としてその記述を紹介しておこう。なお、本項は印度・西域における戒律の状況を紹介することに主眼があるので、これらの旅行記に記された国がどこに当たるのかのアイデンティファイは一切省略し、また用語の統一もしなかった。ただし、順序はできるだけ、西域・北印度・東印度・南印度・西印度・南海諸洲の順になるよう配慮したが、必ずしも完全なものではないことを諒とされたい。まず『法顕伝』は次のように記している。

偏夷国

到烏夷国、——皆小乘学、法則齊整。⁽¹⁹⁾

仏陀成道地

仏得道処有三僧伽藍、皆有僧住。——戒律嚴峻威儀坐起入衆之法、仏在世時聖衆所行以至于今。⁽²⁰⁾

『宋雲行記』は

烏場国

城北有陀羅寺——宋雲患生見彼比丘戒行精苦、觀其風範特加恭敬、遂捨奴婢二人、以供灑掃。⁽²¹⁾

また『西域記』は印度の全般的状況として、

「羅刹犯律僧中科罰。輕則衆命訶責、次又衆不与語、重乃衆不共住、不共住者斥擯不齒、出一住処、措身無所、羈旅艱辛或返初服」⁽²²⁾

とする。罪を犯した比丘は、律蔵の規定どおりに僧殘や波羅夷に処せられていたのである。そのほか『西域記』や『慈恩伝』は

阿耨尼国

伽藍十余所、僧徒二千余人、習学小乘教説一切有部。——戒行律儀潔清勤勵、然食糲三淨、滯於漸教矣。⁽²³⁾

屈支国

有一伽藍——僧徒清齋誠為勤勵⁽²⁴⁾

上自君王下至士庶、捐廢俗務奉持齋戒、受經聽法。⁽²⁵⁾

阿耨理貳伽藍——僧徒肅穆精勤匪怠。⁽²⁶⁾

迦湿弥羅国

彼僧称法師者高行之人、戒禁淳潔思理淹深（僧称法師は玄裝の学んだ師である）⁽²⁷⁾

薩他泥湿伐羅國

俱昏荼僧伽藍——僧徒清肅威儀閑雅。⁽²⁸⁾

羯若鞠闍國

若戒行貞固道德淳遠、推昇師子之座、王親受法。戒雖清淨字無稽古、但加敬礼示有尊崇。律儀無紀穢德已彰、驅
出國境不願聞見。（この記事は近い過去の話として紹介されたものである）⁽²⁹⁾

那爛陀寺

僧徒数千並俊才高学也。——戒行清白律儀淳粹。⁽³⁰⁾

とする。

また『西域高僧伝』には、那爛陀寺が

此之寺制理極嚴峻、每半月令典事佐史巡房読制、衆僧名字不實王籍、其有犯者衆自治罰。⁽³¹⁾

大覺東北両駅許有寺名屈録迦。即是南方屈録迦國王昔所造也。寺雖貧素而戒行清嚴。⁽³²⁾

とされ、また例えば僧伽運宮の方法は、

「衆僧有事集衆平章令其護寺、巡行告白——一人前皆須合掌各伸其事。若一人不許則事不得成」⁽³³⁾

とされていて、律蔵にのっとっていたのである。

また直接的な記述ではないが、そこから戒律が嚴密に行われていたことが推測できる記述もある。『法頭伝』は中印
度の全般的な状況として次のように記している。

「自仏般泥洹後、諸國王長者居士為衆僧起精舍、供給田宅園圃、民戸牛犢鉄券書録。後王王相伝無敢廢者、至今不

絶。衆僧住止房舎、床蓐飲食衣服都無闕乏。処処皆爾。——客僧住到旧僧迎逆、代担衣鉢給洗足水塗足油与非時漿。須臾息已復問其臘數、次第得房舎臥具³⁴⁾」

これは「儀法健度」に規定される客僧のもてなしの法にのっとりたものである。⁽³⁶⁾

また『南海寄帰伝』はそもそも「凡そ此れに録する所は並びに西方の師資の現に行ずるところにして、著すことは聖言に在りて是れ私意に非らず⁽³⁶⁾」というように、インド南海諸洲の仏教が律藏（とくに根本説一切有部律）にしたがつて齋齋と行われていることを記したものであり、この一書からしても義浄当時のインド南海諸洲が律にしたがつて運営されていたことが判る。

以上は主に小乗教徒たちが戒律に従って整然と僧伽を運営し、生活を持していたことを記録する文章を紹介したのであるが、しかし大乘教徒たちも嚴格に律を守っていたことは次の記述から知られる。『法頭伝』には、巴連弗邑（バクタリプトラ）の項に

「亦有小乘寺都合六七百僧衆、威儀庠序可觀。四方高德沙門及學問人、欲求義理皆詣此寺。——国内大徳沙門諸大乘比丘皆宗仰焉。」⁽³⁷⁾

とし、また于闐国（コータン）の項では、

「国王安頓供給法頭等於僧伽藍。僧伽藍名瞿摩帝、是大乘寺。三千僧共擡搥食。入食堂時威儀齊肅次第而坐。一切寂然器鉢無声。淨人益食不得相喚、但以手指磨⁽³⁸⁾」

とし、律に従って敬虔な態度で修行が続けられていた様子が彷彿とされる。

『西域記』や『慈恩伝』は烏仗那国の項では、

「並学大乘寂定為業、——戒行清潔特閑禁咒。律儀伝訓有五部焉。一法密部、二化地部、三飲光部、四説一切有部、

〔五大衆部。〕⁽³⁹⁾

とし、吠舍釐国（ヴァイシャリー）の項では、

〔湿吠多補羅僧伽藍——僧衆清肅並学大乘〕⁽⁴⁰⁾

とし、仏陀成道地の摩訶菩提僧伽藍は

〔僧徒減千人、習学大乘上座部法、律儀清肅戒行貞明〕⁽⁴¹⁾

であったとし、僧伽羅国（スリランカ）の項では

〔伽藍數百所、僧徒二万余人。遵行大乘上座部法。仏教至後二百余年各擅専門、分成二部。一曰摩訶毘訶羅住部、斥大乘習小教。二曰阿跋邪祇釐住部、学兼二乘弘演三藏。僧徒乃戒行貞潔定慧凝明、儀範可師濟濟如也。〕⁽⁴²⁾

〔建立伽藍、見百余所、僧徒万人、遵行大乘及上座部教。緇徒肅穆戒節貞明、相勗無怠〕⁽⁴³⁾
とする。

また『南海寄帰伝』が

〔考其致也、則律檢不殊、齐制五篇通修四諦、若礼菩薩讀大乘經、名之為大、不行斯事号之為小〕⁽⁴⁴⁾
とすることはよく知られるところである。

しかし彼等大乘教徒は小乗の律を保つと共に、大乘戒をも併せて保持しようとしていたらしいことは肉食に関する『西域記』の次の記述で知られる。すなわち僧訶補羅国（シンハラ）の項では

〔至孤山、中有伽藍、僧徒二百余人、並学大乘教法——令不食肉。〕⁽⁴⁵⁾

とし、羯若鞠闍那（カーニャクフジャ）の項では、

〔伽藍百余所、僧徒万余人、大小二乘兼功習学。〕⁽⁴⁶⁾

〔令五印度不得噉肉、若斷生命有誅無赦。〕（これは近い過去の話しとして紹介されたもの）⁽⁴⁷⁾

としている。また、出家者のみならず、それは在家者一般にも広まっていた。『法顯伝』はインド全般の状況として

〔拳国人民悉不殺生不飲酒不食葱蒜、唯除旃荼羅〕⁽⁴⁸⁾

〔國中不養猪雞不売生口、市無屠店及沽酒者〕⁽⁴⁹⁾

と記し、『宋雲行記』は烏場（ウジャーナ）国の状況として

〔国王精食菜食長齋〕⁽⁵⁰⁾

としている。『慈恩伝』もまた、摩臘婆国の項に次のように記している。

〔無損蚊蟻之形、每象馬飲水漉而後飲。恐害水居之命也。爰至国人亦令斷殺〕⁽⁵¹⁾

以上のインドにおける当時の僧院や僧尼たちが厳密に戒律を保持していたという記録に対して、戒行が乱れているという記述もないではないが、それはごく少数で、『西域記』鉢露羅国の

〔伽藍数百所、僧徒数千人、学無專習戒行多濫〕⁽⁵²⁾

という記述のみである。しかしこれは「学無專習」とするように、仏教そのものが乱れていたのであって、戒律を軽視する一派が存在したということではない。

また次の『西域記』の信度国（シンドウ）の例も極端な例である。

〔若男若女無貴無賤、剃髮髮服袈裟。像類必廻而行俗事、專執小見非斥大乘。聞諸先志曰、昔此地民庶安忍但事凶残、時有羅漢愍其顛墜、為化彼故——為授三帰、息其凶暴、悉斷生殺、剃髮染衣恭行法教。年代浸遠世易時移、守善既虧余風不殄、雖服法衣皆無戒善、子孫奕世習以成俗。〕⁽⁵³⁾

以上のように律に関する並々ならぬ関心と深い知識の持ち主たちが、インド南海諸洲の仏教事情をつぶさに見聞し

て、全体において戒律が清らかであったというなら、当時のインドでは、凡そ「律藏」に規定されるとおりに僧伽が運営され、比丘たちが生活していたと想像することが許されるであろう。

- (1) 長沢和俊訳注『法顯伝・宋雲行紀』解説 東洋文庫一九四 第二版 一九七九年一〇月 平凡社 二七〇頁
- (2) 『法顯伝』大正五一 頁八五七上
- (3) 『法顯伝』大正五一 頁八六四中
- (4) 『法顯伝』大正五一 頁八六四下
- (5) 『西域高僧伝』卷上 大正五一 頁二中
- (6) 『西域高僧伝』卷上 大正五一 頁二中
- (7) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁六下
- (8) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁六下
- (9) 『法顯伝』大正五一 頁八六四中下
- (10) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁九上
- (11) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁九上
- (12) 『西域高僧伝』卷上 大正五一 頁九上
- (13) 『西域高僧伝』卷上 大正五一 頁一中
- (14) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁九中
- (15) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁二二中
- (16) 『西域高僧伝』卷下 大正五一 頁二二上
- (17) 『慈恩伝』卷一 大正五〇 頁二二二中
- (18) 『西域記』卷二 大正五一 頁九四六下。『慈恩伝』卷六 大正五〇 頁二五下。
- (19) 『法顯伝』大正五一 頁八五七上
- (20) 『法顯伝』大正五一 頁八六三中
- (21) 『宋雲行記』卷五 大正五一 頁一〇二〇中
- (22) 卷一 大正五一 頁八七七上中

- (23) 『西域記』卷一 大正五一 頁八七〇上
- (24) 『西域記』卷一 大正五一 頁八七〇中
- (25) 『西域記』卷一 大正五一 頁八七〇中
- (26) 『西域記』卷一 大正五一 頁八七〇中
- (27) 『慈恩伝』卷二 大正五〇 頁三三上、中
- (28) 『西域記』卷四 大正五一 頁八九一上
- (29) 『西域記』卷五 大正五一 頁八九四下
- (30) 『西域記』卷九 大正五一 頁九二三下
- (31) 卷上 大正五一 頁八六上
- (32) 卷上 大正五一 頁八五上
- (33) 大正五一 五頁下
- (34) 大正五一 頁八五九中
- (35) 'Vinaya-piṭaka' vol. II p. 207、【十誦律】卷四一、【四分律】卷四九、【五分律】卷二七
- (36) 大正五四 一三三頁下
- (37) 『法顯伝』大正五一 頁八六二中
- (38) 大正五一 頁八五七中
- (39) 『西域記』卷三 大正五一 頁八八二中
- (40) 『西域記』卷七 大正五一 頁九〇九下
- (41) 『西域記』卷八 大正五一 頁九一八中
- (42) 『西域記』卷一一 大正五一 頁九三四上
- (43) 『慈恩伝』卷四 大正五〇 頁二四二下
- (44) 大正五四 一〇五頁下
- (45) 『西域記』卷三 大正五一 頁八八五下
- (46) 『西域記』卷五 大正五一 頁八九三下
- (47) 『西域記』卷五 大正五一 頁八九四中

- (48) 大正五一 頁八五九中
 (49) 大正五一 頁八五九中
 (50) 卷五 大正五一 頁一〇二〇上
 (51) 『慈恩伝』卷四 大正五〇 頁一四三上
 (52) 『西域記』卷三 大正五一 頁八八四中
 (53) 『西域記』卷二 大正五一 頁九三七中

二、旅行記に見られる部派と律蔵の状況

それでは次に、上記の巡礼僧たちがインドや南海諸洲を旅した当時に存在したとする部派と、当時彼等が保持していたと考えられる律蔵の状況を一瞥しておこう。もし当時のインド僧たちが戒律を厳密に守っていたとしても、それがわれわれの持っている律蔵とは異なるものであったとしたら、中國僧の見聞をもとにして、律蔵における部派間の接触のあり方を推測することは意味がないからである。しかしながら、『パーリ』のヴィナヤを除く漢訳の諸律は五世紀の初めに翻訳されたものであり、また我々が資料の一部として用いる摩訶僧祇律と根本説一切有部律は、その主人公の内の法顕・義浄の翻訳になるものであるから、それほど心配をする必要はないかも知れない。しかし、当時のインドのどの地方にはどのような部派が行われ、どの律蔵を使っていたかは、本論文の主題を離れても興味ある事柄であるので、暫くこれを調査することとしたい。

まず『法顕伝』は普通には大乘と小乗という用語を用いるのみで固有名詞としての部派の名前は記さない。『宋雲行記』には小乗・大乘という言葉さえ出てこない。しかし『法顕伝』には「摩訶僧祇律」を得たという下りで、「自余十

八部各有師資、太帰不異、然小小不同、或用開塞但此最。是広説備悉者⁽¹⁾という言葉もあるのであるから、彼等が部派の存在を知らなかったのでもなく、また部派が存在しなかったのでもなく、部派を記述する必要性を認めなかったということであろう。それではなぜ彼等が部派を記述しなかったかであるが、これについては「律蔵」とも関係すると思われるので後に考えることとしたい。

次に『西域記』であるが、ここには次のような部派が登場する。大乘の外に説一切有部、正量部、上座部、大乘上座部、大衆部、説出世部の六部派である。これを「中国古典文学大系」本に水谷真成氏がふされた解説をもとにして集計して紹介すると次のようになる。⁽²⁾

	国数	僧の数
大乘仏教	二五	七二、八三〇
大小兼学	一五	六六、六〇〇
説一切有部	一四	二一、五〇〇
正量部	一九	六五、八〇〇
上座部	二	一一、〇〇〇
大乘上座部	五	二四、八〇〇
大衆部	三	一、一三〇
説出世部	一	三、〇〇〇
不記部派(小乘)	一六	七、〇〇〇

ただし、羯若鞠闍國(卷五の一・二)と伊爛奴鉢伐多國(卷二〇の一・二)が説一切有部になっているが、少なくとも『西域記』によるかぎり、これらは大小兼字と正量部にいれるべきであるから、説一切有部はマイナスとなり、逆に大小兼字と正量部がそれぞれプラス一になる。また大乘上座部とするものは実際は大乘と上座部とすべきものとも考えられる。

僧の数については、「余」「足らず」とするものは切り捨てた。また「数百」「数千」とする「数」は可能性としては二から九までを含むが、ここでは便宜的に「三」と読んだ。大して意味はないが「数」では処理できないからである。また「少ない」は数にいれなかった。したがって僧の数は概数でしかない。

ところで『西域記』は、当時の部派の様子について次のようにいう。

「部執峯時辯論波濤、異学専門殊途同致、十有八部各擅鋒銳、大小二乘居止區別、其有宴默思惟經行住立、定慧悠隔誼、静良殊、隨其衆居各製科防。無二律論經是仏經」³⁾

『西域記』に登場する部派は上記のように六つのみであるが、しかし俗に十八部と称されるように、現実にはそれ以上多くの部派があつて、部派相互の間で少なくとも教義や修行の仕方についての議論が沸騰していたのであろう。

また大乘教徒と小乗教徒は別に住して、定慧に関しては大きな隔たりがあつたという。しかし「隨其衆居各製科防。

無二律論經是仏經」という文章が問題である。これをどのように解釈するかが難しいが、水谷真成氏の訳は「それぞれの集団に随つておのおの規則をきめている。律論を云々することはないが、その大すじは仏の經典である」⁴⁾としてゐる。大乘と小乗の違いは經にあるのであつて、律蔵や論蔵については云々することはないということになるであらうか。

次に『寄帰伝』の述べるところを見てみよう。『寄帰伝』は部派についてインド南海諸洲の部派の概況を次のようにいう。

「次有弘法心人結集、有五七之異、持律大將部分、為十八之殊。隨所見聞三藏各別」

「諸部流派生起不同、西国相承大綱唯四」⁽⁵⁾

とし、また

「其間離分出没部別名字、事非一致如余所論、此不繁述。故五天之地及南海諸洲皆云四種尼迦耶」⁽⁶⁾

という。すなわち、五百結集・七百結集を経て、部派は十八部に別れたのであるが、おおよそは四部にまとまるというのであって、「西国相承大綱唯四」の文章に、次のように割り注している。

「一阿離耶莫訶僧祇尼迦耶。唐云聖大衆部。分出七部。三藏各有十萬頌。唐訳可成千卷。二阿離耶悉他陸攏尼迦耶。

唐云聖上座部。分出三部。三藏多少同前。三阿離耶慕攏薩婆悉底婆拖尼迦耶。唐云聖根本説一切有部。分出四部。

三藏多少同前。四阿離耶三蜜栗底尼迦耶。唐云聖止量部。分出四部。三藏三十萬頌。然而部執所伝多有同異。且

依現事言其十八。分為五部不聞於西国耳」⁽⁷⁾

すなわち、大衆部・上座部・根本説一切有部・正量部の四部にまとまるというのである。なお飲光の『解纒鈔』では、五部を伝えるのは旧師であって、法蔵部・飲光部・犍子部・説一切有部・化地部であると解釈しているが、⁽⁸⁾義淨はそれは実状に即していないと考えていたのである。

そして続いてインドや南海諸洲の部派の状態を

「然其所欽処有多少。摩揭陀則四部通習、有部最盛。羅荼・信度（割注、西印度国名）則少兼三部乃正量尤多。北方皆全有部、時逢大衆。南面則咸遵上座、余部少存。東裔諸国雜行四部（割注、那爛陀從東行五百駅。……）。師子洲並

皆上座而大衆斥焉。然南海諸洲有十余國、純唯根本有部、正量時欽。近日已來少兼余二(割注、從西數之。……)。斯乃咸遵佛法、多是小乘。唯末羅遊少有大乘耳。⁹⁾」

「南至占波、即是臨邑、此國多是正量、少兼有部。——至跋南国。旧云扶南。先是裸國、人多事天。後乃佛法盛流、惡王今並除滅、迴無僧衆、外道雜居。斯即瞻部南隅非海洲也。然東夏大綱多行法護。閩中諸処僧祇旧兼。江南嶺表有部先盛。而二十誦・四分者多是取其經、夾以為題目」¹⁰⁾

と述べている。すなわち次のようになる。

中インド——有部がもっとも盛んであるが、四部が行われていた

西インド——正量部が盛んで、少しく三部を兼ねている

北インド——有部、わずかに大衆部

南インド——上座部、わずかに余部

東インド——四部を雜行

スリランカ——上座部

南海諸洲——根本有部、時に正量部。最近少しく余の二部を兼ねる。末羅遊のみ少しく大衆あり

占波(ヴェトナム)——正量部、少しく有部

跋南(扶南||真臘・頓遜)——外道雜居

東夏(河南省)——法護部

閩中(陝西省)——大衆部

江南(揚子江以南)——有部

これを先の『西域記』と併せて作表してみると次のようになる。

地域	西域記(数字は国数)	南海寄帰伝
西域	大乘5、大小兼学1、有部8、大衆1、説出世1、不記部派2	
北印	大乘9、大小兼学1、有部1、大衆1、不記部派4	有部、わずかに大衆部
中印	大乘7、大小兼学6、有部2、正量11、大乘上座1、不記部派10	有部がもっとも盛んなるも、四部が行なわれる
東印	大乘1、正量1、上座1、	四部を雜行
南印	大乘1、大小兼学5、正量2、上座1、大乘上座3、大衆1	上座部、わずかに余部
西印	大乘2、大小兼学2、有部1、正量5、大乘上座1	正量部が盛んで、三部を少しく兼ねる
スリランカ		上座部
南海諸洲		根本有部、時に正量部、最近少しく一部を兼ねる。末羅遊のみ少しく大乘

このように表にしてみると、玄奘と義浄がインドを旅行したのはそう隔たっていない時期であるが、あまり一致しないことが判る。両者とも部派を調査するためにインド旅行を企てたものでもないし、国勢調査のようなものを参看したものでないであろうから、これくらい誤差は仕方がないのであろうか。

それでは次に律蔵の状況を調べてみよう。『法顕伝』はパータリプトラで律を得た状況として、

「法顕本求戒律、而北天竺諸国皆師師口伝無本可写。是以遠涉乃至中天竺、於此摩訶衍僧伽藍得一部律。是摩訶僧祇衆律。——於祇洹精舍伝其本。自余十八部各有師資、太婦不異、然小小不同、或用開塞但此最。是広説備悉者。復得一部抄律、可七千偈、是薩婆多衆律、即此秦地衆僧所行者也。亦皆師師口相伝授不書之於文字」。

とし、師子国の項で、

「法頭住此国」二年、更求得弥沙塞律藏本、得長阿含雜阿含、復得一部雜藏。此悉漢土所無者⁽¹²⁾とする。

これによれば法頭は北天竺では文字に記された律藏を手に入れることができず、マガタの大乗の寺に来て、祇園精舎に伝わった文字に書かれた「摩訶僧祇律」と、さらに説一切有部の「抄律」も得ることができたのであった。この「抄律」は「此秦地衆僧所行者也」としているから、ちょうど法頭が中国を出発するころにもたらされた『十誦律』かその系統のものという認識を持ったのであろう。ここからも大乗仏教の寺院において、小乗の律藏が保持されており、しかもそれは何部派のものでなければならぬという限定はなかったということが想像される。

また化地部が流行していなかったはずのスリランカにおいて化地部の律藏を得たともいう。ここからは部派仏教の寺院でも、寺院の所屬部派とは異なる律藏が所藏されていたことがわかる。しかしながら法頭はスリランカの項において、なぜ「パーリ」律について言及しないのか不思議である。

もっとも上記の記述は文字とされた律藏のことであって、法頭も言うように、多くは口伝された律藏が使われていた。したがって問題はむしろ口伝されて現実に使われていたであろう律藏である。

事實は不明であるが、大乘寺院がいずれかの部派に所屬する律藏を所依としていたとしても、部派に所屬するいわゆる小乗の寺院が、他の部派に所屬する律藏を抛り所にしていたと想像することは難しい。法頭が化地部の律を取得したというスリランカにおいては、おそらく『パーリ律』が使われていたはずであって、もし口伝された律と文字にされた律の、複数の律があったとしたならば、現にそれを抛り所として運営し、生活している律は、文字にされた律藏よりは、口伝されたものの方であったであろう。事實、律藏に基づいて運営されていたはずの寺院の多くが、文字

にされた「律蔵」を持っていなかったのである。したがって一つの寺院から複数の律が発見されたとしても、現実に使われていた律は、おそらくそれぞれの部派に属する律蔵で、しかもそれは口伝されていたのが普通であったと想像するのが妥当であろう。

しかし一方では、先に紹介した文章の中に含まれる、律に関する「その他の十八部も、各々師資するが大要は異ならず、しかも細部にわたっては同じではなく、寛嚴を異にしている」という記述も注目される。現在の我々は現存する律蔵については簡単に手にいれることができ、それらを並べてみて客観的に比較することもいと安いことであるから、それらがどれくらい共通していて、どこが相違しているかは充分に知っているが、それはあくまでも学問的なヴェルのことであって、ことそれらにしたがって実際に生活し、僧伽を運営する者にとっては、非常に深刻なことであつたに違いない。その彼等が「大同」であつても「小異」である律蔵についてどのように感じ、またインドの比丘等はどのように行っていたかを知る手掛かりになるからである。

さてこの文章は、大要は異ならないとしても、細部にわたつては寛嚴の違いがあるから、嚴密に部派に所属する寺院ではその部派の律蔵にしたがって僧伽が運営されていたのであり、したがって本稿の主題からいえば、異なる律蔵を保持する者同志は共住できないと読むべきか、それとも細部にわたつては寛嚴の違いがあるけれども、大要は異なるらないから、大乘寺院がそうであつたように、必ずしも嚴密に所属部派とその律蔵が一致していなければならないというのではなく、したがって例え異なる律蔵を保持する者同士であつても共住は可能であつたと読むべきなのであるうか。

そこで法頭がその旅行記において部派名を記さなかつたことが思い出される。すなわち法頭は部派によって「大要は異なるない」と考えたから、格別部派の異なりについて注意しなかつたのではあるまいか。律蔵を求めてインドに

入った法頭がその律に違いがあつて、それぞれの寺や国々において僧伽の運営方法が異なつていたとするなら、部派の違いに神経質にならざるを得ないはずであつて、それがそうでないといふことは、むしろ「大要は異ならない」ので、この異なる範囲で充分にそれぞれの僧伽が運営されていたといふことを物語るものではないかと推測されるからである。したがつてここからは、例え異なる律蔵を保持する者同士であつても共住は可能であつたと読むべきだといふことになる。

次に『西域記』『慈恩伝』には律蔵に関して、ウジャーナ国の下りで「並学大乘寂定為業、一戒行清潔特閑禁咒。律儀伝訓有五部焉。一法密部、二化地部、三飲光部、四説一切有部、五大衆部」とする。すなわち律蔵の系譜には法密部、化地部、飲光部、説一切有部、大衆部の五つがあり、大乘の徒もこの五つのいずれかを遵守していたといふことになる。なお、この系譜はウジャーナ国の大乘寺院の保持する律蔵の系譜として上げたものであろうが、インド全般の律蔵の系譜に通じるものと解釈することもできるかもしれない。とするならば、玄奘当時にはインドに法密部、化地部、飲光部、説一切有部、大衆部の五つの律蔵があつたといふことになる。

ところで梁の僧祐(四四五〜五一八)の編集した『出三蔵記集』には、「薩婆多部十誦律」六十一卷、「曇無徳四分律」四十卷或分四十五卷、「婆薮富羅律(摩訶僧祇律)」四十卷、「弥沙塞律」三十四卷が存在し、「迦葉維律」は存在はするけれども「不来梁地」として⁽¹⁵⁾いる。そしてこれら五つの律蔵は

「伝言。此乃我滅度後、律蔵当分为五部」⁽¹⁶⁾

といふように、律蔵の系譜を考へていたわけである。そしてこの五部は先の『西域記』のウジャーナ国の律の伝訓に一致するわけであつて、『西域記』の先の記述は『出三蔵記集』によつたものとも考えられる。

また『西域記』や『慈恩伝』によれば、玄奘が持つて帰つた経論のなかには上座部の経律論一四部(『慈恩伝』は上座

部の経律論一五部とする)、大衆部の経律論一五部、三弥底部の経律論一五部、弥沙塞部の経律論二部、迦葉臂耶部の経律論一七部、法密部の経律論四二部、説一切有部の経律論六七部とするから、上記の五つの律蔵のほかに上座部・三弥底部(正量部)の律も存在していた可能性がある。もし上座部の律が「パーリ」律であるとすれば、当然それが存在してしかるべきであるが、問題は「三弥底部(正量部)の律」である。しかし『西域記』や『慈恩伝』は仏教文献を用語上「経律論」といったままで、厳密にそれぞれ「経」「律」「論」のすべてが含まれているかどうかは一応疑うべきであろう。

われわれが知りえる範囲では、正量部関係の律文献は、正量部佛陀多羅法師造、陳天竺三蔵真諦訳の『律二十二明了論』一卷のみである。¹⁶⁾この中には「律文」にいうところとしてとか、「広く説けること本のごとし」として引用文が出されているから、この論が拠り所とした「律蔵」があったことはいうまでもないが、しかし正量部の佛陀多羅法師が拠り所とした律本が、必ず「正量部律」でなければならないという必然性もない。例えば、有部の律を依用していたという可能性もないわけではないからである。しかし正量部は『西域記』によれば、部派の中では行われていた国数や僧数から見れば、もっとも優勢であったようであり、それは『寄帰伝』によっても証明されるから、それが独自の律蔵を保持していなかったとは考えにくい。したがってその存在の確証は得られないが、一応状況証拠から「正量部律」なるものも存在していたと推測しておこう。

なお、『西域記』には律蔵による違いとして

「三衣裁製部執不同、或縁有寛狭或棄有小大。僧却崎(割注、唐言掩腋。旧曰僧祇支。訛也)覆左肩掩兩腋、左開右合長裁過腰。泥縛些那(割注、唐言裙旧曰涅繫僧。訛也)既無帶襪其將服也。集衣為褌束帶以緇、褌則諸部各異。色乃黄赤不同。」¹⁷⁾

ということを紹介している。これは律の相違によるものであろうが、これをもって律の違いを深刻に受け取るべきか、それとも軽微なものとして受け取るべきかは、にわかに判断することができない。

さて次に、『寄婦伝』では律あるいは部派よっての習慣の違いについて次のようにいう。『寄婦伝』はなかなか読みにくい文章であるので、『寄婦伝』の文章は以下読み下して紹介することにする。

「下裙 (Sivasana) を著するに則ち裙に偏と正あり (有部は則ち正、余の三は並びに偏)。上服 (Kasava) を披るに則ち葉に狭広を存す。同宿には乃ち異室と繩圍あり (有部は則ち要らず別室を須い、正量は繩を以て床を圍む)。兩つながら俱に過なし。食を受けるに手をもってするも執りて地に画くも (有部は手讀、僧祇は画地なり) 二つながら並びに愆りなし。各の師承有って、事雑難なし」⁽²⁰⁾

と衣服の仕立て方・着方などの異なっていることを指摘する。このうち上服の着方の違いはおそらく上記に紹介した『西域記』の記述を受けたものであろう。⁽²¹⁾ しかしここには、同宿や受食の仕方などについての相違も触れられている。しかしそのみに留まらない、もう少し深刻な記述も見られる。

「詳らかに四部之差を觀ずれば律儀は殊異にして (『解纒鈔』一七頁下は戒体の別という) 重輕は懸隔し (『解纒鈔』一八頁上は戒相の別という。重戒の重犯等は「四分」は重く、有部は輕い。護衣不離宿等は「僧祇」は重く、有部は輕い)、開制は迥然たり (『解纒鈔』一八頁上は戒法の別という。重輕の矛盾があり、制条の因縁ははるかに隔たっている、ということか)。出家の侶は 各々部執に依るも、宜しく他の輕事を取って、己の重条に替えて用い、自ら文を開き見て、余の制を嫌うことなかれ。若し爾れば則ち部別之義に著せざれ。許と遮 (『解纒鈔』一八頁上は制と開の意という) の理を分つなかれ。豈に其の一身を以て遍く四を行じるを得んや。裂裳金杖の喻 (教えは分かれても解脱に赴くその致は一といふことを表わしたもの) は乃ち証滅を殊にせざるを表わすも、行法之徒は (先の喻えでは結果として異にすることになっ

た一つの教えを共に行じる仲間ということか）須らく、自部に依るべし。」⁽²²⁾

すなわち異にする律を混用すると重い罪を軽いものに替えて用いようというようになるから、いずれも目的は一つなのであるけれども、自部の律によれというのであろう。しかしこれは義浄が中国に律をもたらすときの態度であって、必ずしもインド・南海諸洲の実情を紹介したものではないであらう。「宜しくなかれ」とか「須らくべし」という文体が使われており、続く文中には中国が出るからである。

また

「凡そこれに論ずる所は、皆根本説一切有部に依る。余部の事を將いて見て、斯れを糅するべからず。此れは「十誦」と大帰（おおよそ）相似す。有部の所分（有部から分かれたもの）に三部の別あり。一に法護、二に化地、三に迦提卑なり。此れら並びに五天に行ぜず。唯だ烏長那国及び龜茲・于頡に雜えて行う者あり。然るに十誦律は亦た是の根本有部ならざる也」⁽²³⁾

ともしている。『寄歸伝』に述べるのは専ら「根本説一切有部律」であるとし、その理由として「十誦」は「根本説一切有部律」と相似しているけれども、根本説一切有部の律ではなく、また有部から分れたものに法護、化地、迦提卑（飲光部）の三があるが、これらはインド全域で行われているわけではないからである、というのであろう。⁽²⁴⁾

ところで義浄が具体的に名を上げて紹介する律蔵は、「根本説一切有部律」「十誦律」「法護部の律」「化地部の律」「迦提卑（飲光部。Kāśyāpīya）の律」の五つである。しかしこれらは有部系の律であってこのほかに大衆部系の律が予想されるから、義浄は律蔵については、六つの律蔵に言及していることになる。これは中国伝統の五部律に根本説一切有部律を加えたもので、これもインドの戒律状況というより、「五部律」という中国の戒律認識を引きずっているということが言えるのではあるまいか。

しかし『寄帰伝』はインド南海諸洲には部派として主に大衆部・上座部・根本説一切有部・正量部の四部が行われていたとするにもかかわらず、ここでも有力であったはずの正量部の律蔵の存在が確認されないことになる。ただ先に紹介した文章の中にある「同宿」の割り注のなかに「正量」の名前が出るのみである。しかし『西域記』の所でも述べたように、正量部は有力な部派であって、この部派に属する何らかの律蔵がなかったとは想像しにくいから、存在はしたけれども中国には具体的に知られなかったということであろう。それは法頭や義浄などスリランカに滞在してなお言及されることのない「パーリ」律のことを考えれば、記録されていないからといって「存在しない」とはいえない何よりの根拠となろう。

以上から見ると義浄は、自らの立場としては「根本説一切有部律」のみによって他の律蔵を拠り所とするべきではないという立場であったことが判るが、インドの仏教界がどうであったと見ていたかは必ずしも明らかではない。もちろんそれぞれの部派はそれぞれの律蔵にしたがっていたことはいうまでもないであろうが、少なくとも他の律蔵を目くじら立てて批判するというような様子は感じられない。

以上、各旅行記が述べる部派と律蔵について調査してきた。これによってインドに存在した部派とその所依としたであろう律蔵をまとめると次のようになる。なお、『西域記』や『南海寄帰伝』がいう上座部や、『西域記』がいう大乘上座部がどのような部派であったのか明らかでないが、上座部は『西域記』によれば、東インド・南インドで行われ、『寄帰伝』によれば、東インド・スリランカにおいて行われており、その地域からしても「パーリ」系の部派であった可能性が強いといえるであろう。また「大乘上座部」は『西域記』にしかない用語であるが、水谷氏も「大乘上座部」としながら、例えば巻十一蘇刺佳国の本文では、「多くは大乘」と小乗「上座部の教えを〔兼ねて〕学んでいる」としているように、大乘上座部という独自の部派があったかどうかは確言できない。しかしこれもここでは一応「パ

「リ」系の仏教であったと考えておく。

旅行記が記す部派 所依の律蔵

大乘仏教 いずれかの部派の律蔵

大小兼学 いずれかの部派の律蔵

説一切有部 十誦律

正量部 正量部律

上座部 パーリ律

大乘上座部 パーリ律

大衆部 摩訶僧祇律

説出世部 ?

根本有部 根本有部律

法護部⁽²⁶⁾ 四分律

? 五分律

? 飲光部律

したがって説出世部が存在したに関わらず、その律蔵が明らかでないということになるが、反面、化地部の『五分律』やインドに存在したけれども中国には伝わらなかったという「飲光部律」は、律蔵が存在するに関わらずそれを

所依とする部派がないということになる。

しかし『西域記』などが当時の仏教界を國勢調査風に調査したものでないかぎり、インド全体をカバーする正確な情報とはいえないわけであるから、当時「五分律」などを保持した部派が存在しなかったということはできないわけである。むしろ玄奘は一方では型通りの記述であるとしても「十八部」ということをいつているわけであるから、そのうちのいくつかはすでに消滅していたかも知れないけれども、それらを保持していた部派も存在していたと考えたほうがよいであろう。それは多くはこれら旅行記がカバーする時代よりも遡るけれども、インドに残された碑銘を見ることがよっても確認することができる。⁽²⁷⁾むしろ実際には型通りの「十八部」よりも多くの部派が存在していたに違いないからう。

また一方では説出世部のように、部派が存在したに関わらず、律蔵の存在が確認できないケースもあるわけであって、これはどのように解釈すべきであろうか。『西域記』では説出世部はわずかに一か国、三千人の比丘がいただけであり、あるいは独自の律蔵を持っていなかったとすることもできるかも知れない。しかし仏伝文学として名高い「Mahāvastu」がみずから「中国地方の聖大衆部中の説出世部の律資料によるマハーヴァストゥがここに始まる⁽²⁸⁾ (āryamahāsaṃghikānaṃ lokottaravādīnaṃ madhyadesīkānaṃ pāhena vinayapīṭakasya mahāvastuṃ ādi)」とするのであるから、やはり説出世部にも律蔵があったとすべきであろう。

もっともこれは「経蔵」にも言えることであるが、すべての部派が必ずそれぞれ独自の「律蔵」を持っていたとする必要はないかも知れない。しかしここでは異部派同志の比丘たちがいかなる場合でも共住することができなかったかどうかの問題であるから、中国の巡礼僧たちがインドを旅した当時には、大乘仏教やさまざまな部派の仏教が行われていて、大乘仏教はいずれかの律蔵を拠り所としていたが、部派が独自の律蔵を持っていないから、わざわざ

ざ他の部派の律蔵を所依としていたと考えることは難しいから、それぞれ独自の律蔵を保持していた部派は、それぞれ独自の律蔵にしたがって生活し教団を運営していたと考えるだけで充分であろう。

- (1) 大正五一 頁八六四中
- (2) 第二卷 平凡社 昭和四六年一月 四二〇頁
- (3) 卷一 大正五一 頁八七七上
- (4) 六五頁
- (5) 卷一 大正五四 二〇五頁上。ここでは四部や五部は律蔵ではなく、部派そのものの系統と解釈しているわけである。しかしながら「持律大將部分、為十八之殊」という文章から議論は始まるわけであり、「寄婦伝」の主題とするところを考えれば、単に部派名によるところも実はそれは、部派所伝の律蔵を意味していると解釈すべきかもしれない。それは後に「関中の諸処は僧祇を旧より兼ねたり。江南韻表は有部先に盛んなり」とインドや南海各洲、そして中国の状況を紹介して、最後に「而して十誦・四分を云うは多く是れ其の経を取り、夾(か)ねて以て題目とするなり」とするところにも現われているのではないであろうか。今まで説一切有部とか法蔵部というのは経をもって表わしてきたのであり、律蔵をもって表わせば「十誦」・「四分」ということになるのではなからうか。なおこのことは、『出三蔵記集』が五部の律蔵と十八の部派分裂を関連して述べているところにも窺われる。大正五五頁一九下～二〇上。
- (6) 卷一 大正五四頁二〇五中
- (7) 卷一 大正五四 頁二〇五上～中
- (8) 「大日本仏教全書」第一一四冊「遊方伝叢書第二二一四頁下
- (9) 「寄婦伝」卷一 大正五四 頁二〇五中。師子洲について述べる文中の「斥」について宋本は「片」とする。
- (10) 卷一 大正五四 頁二〇五中
- (11) 大正五一 頁八六四中
- (12) 大正五一 頁八六五下
- (13) 平川彰「律蔵の研究」山喜房仏書林 昭和三五年九月 一二二頁～二二八頁
- (14) 「西域記」卷三 大正五一 頁八八二中、『慈恩伝』卷二 大正五〇 頁三三〇中
- (15) 大正五五 二〇頁上～二頁中。迦葉維律については「出三蔵記集」にしか記述がない。大正目録部の索引。ただし彦悰の

「衆経目録」などに「解脱戒本」一卷 瞿曇流支訳なるものが「出迦葉毘律」とされている。大正五五 頁一四〇上。「迦葉毘律」から抜き出した戒本という意味であろうか。そうとすれば、飲光部の律のあったことが証明される。

(16) 二〇頁上

(17) 『西域記』卷二二 大正五一 頁九四六下、『慈恩伝』卷六 大正五〇 頁二五二下

(18) 大正二四 頁六六五中以下。『開元釈教録』卷七、大正五五、頁五四五下、「貞元新定釈教目録」卷一一、大正五五、頁八五八下参照。高僧伝や、目録部の索引、チベット蔵経目録などにも見当たらない。

(19) 卷一 大正五一 頁八七六中

(20) 卷一 大正五四 頁二〇五上。「下裙を著する」云々は「十衣食所須」に詳しく書かれている。二二四頁上。『解纒鈔』によれば、「同宿」は比丘でない者との同宿の作法であり、「受食」は「受不食学処所制」という。「大日本仏教全書」第一一四冊 一三頁上〜下

(21) 『解纒鈔』もこう解釈している。「大日本仏教全書」第一一四冊 一三頁上〜下

(22) 卷一 大正五四 頁二〇五中〜下

(23) 卷一 大正五四 頁二〇六中〜下 ここにいう意は、根本説一切有部律から三つの律が分かれたが、これらが全インドに並び行われているというわけではないということ、根本説一切有部律は十誦律に相似するが、全インドに行われているのは十誦律ではないということであろう。

(24) 『解纒鈔』二二八頁上

(25) 三五七頁

(26) 先には省略したが、『南海寄帰伝』には東夏(河南省)に法護部が行われていたとしている。

(27) インド碑銘による部派の状況を紹介しておこう。これは「静谷目録」をもとに筆者が作成したものである。インドの地域割については「西域記」に従った。なお、本「碑銘目録」はグプタ以前と、グプタ時代、パーラ時代に分けられており、グプタ時代、パーラ時代の碑銘の数はすくない。しかし旅行記の時代はほぼ、グプタ時代に相応するので、資料も一応示しておいた(内数。なお本表の数字は「静谷目録」に基づいた部派の名が上がる碑銘の数であって、一つの遺跡において、複数の碑銘があるものについてはその総数である。したがってこれが部派の勢力を正確に表わしたものであるかどうかは分からない。また著者が？を付けるものも、さらに筆者の判断でそう読むべきだと判断したものも含む。静谷正雄『インド仏教碑銘目録』平楽寺書店 一九七九年四月

	中インド	北インド	西インド	東インド	南インド
説一切有部	6	7 (G. 1)			1
雪山部	1				
犍子部	1				
法上部					
賢胃部					4
正量部	3				3
化地部		1 (G. 1)			
法藏部	3	2			1
迦葉部 (舎威部)		5			
上座部 (分別説部)					1
大衆部	7	1			5
説出世部					2
多聞部		1			7 (G. 1)
制多山部					2
西山住部	1				5
東山住部	1				1
北山住部					1
Kakatika 派 (?)	1 (G. 1)				
計	24	17	1		33

(28) E. Senart : Le Mahāvastu, Paris 1882 p. 2

結語

以上中国僧の「インド旅行記」から、西暦四百年から七百年までの約三〇〇年間ほどのインドの戒律の状況を調査してきた。ここから以下のが結論として導かれる。

- (1) 法顕・義浄はもちろんのこと、玄奘やその他のインド求法僧たちは戒律に対して敬虔な態度と、豊富な知識を有していた。したがって彼等の「インド旅行記」に記録された戒律に関する情報は十分に信頼するに足る。
- (2) 当時のインドの仏教僧たちはごく少数の例外を除いて、厳密に律蔵にしたがって僧伽を運営し、日常生活を営んでいた。
- (3) 当時インド・南海諸洲には説一切有部・根本説一切有部・正量部・(南方)上座部・大衆部・説出世部・法蔵部などが行われており、それぞれの部派はその持つそれぞれの律、すなわち「十誦律」「根本説一切有部律」「正量部律(現存しない)」「パーリ律」「摩訶僧祇律」「説出世部律(現存しない)」「四分律」などを持っていて、それによっていた。なおこの外にも「五分律」「飲光部律(現存しない)」があった。
- (4) それぞれの「律蔵」の規定には「小異」があるが、当時の部派教徒はむしろ「大同」について、律蔵の違いをそれほど重大なものとは認識していなかった。
- (5) 大乘仏教の僧たちもいづれかの部派の律蔵にしたがって僧伽を運営し、生活していた。
- (6) 大乘仏教徒たちは肉食を禁ずるなど、大乘戒も併せ守っていた。